

◎ 新たな地域クラブ活動方針

I 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があります。

地域クラブ活動は、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。

これを踏まえ、部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えにいくという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示します。県および市町においては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれます。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

新たな地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定することとします。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援するものとします。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ・体育協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、学校と関係する組織・団体（地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など）や市町自体が運営団体となることが想定されます。

イ 県および市町ならびに県スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体等は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底します。また、運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営を行うことが望まれます。

【地域文化芸術団体等】

市町は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援

するものとします。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。なお、市町自体が運営団体となることも想定されます。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県および市町は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制の整備に努める必要があります。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）および毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日等）を策定し、公表するものとします。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図るものとします。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得の促進などをめざすよう取り組むものとします。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質だけでなく、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。

また、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するものとします。また、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討することが望まれます。

ウ 指導者は、スポーツ医・科学に精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康面への配慮等の面で支えるものとします。

(※参考文献②参照)

【地域文化クラブ活動】

ア 県および市町は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める必要があります。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する必要があります。

ウ 文化芸術団体等及び指導者は、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶するよう取り組むものとします。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みを必要に応じて検討することが望まれます。

エ 文化芸術団体等は、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行うなど、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深めるよう努める必要があります。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、県および市町は、適宜、指導助言を行う必要があります。【三重県部活動ガイドライン 2（6）（7）に準ずる】

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う必要があります。（※参考文献②参照）また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるよう努めるものとします。（※参考文献⑧参照）【三重県部活動ガイドライン 2（3）（4）に準ずる】

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、中央競技団体または部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引を活用して、指導を行うよう努めるものとします。

③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員や、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生、保護者などの人材から指導者を確保するものとします。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めることとします。

ウ 県、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが望まれます。

④ 教員等の兼職兼業（※参考文献④⑤参照）

ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う必要があります。

イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する必要があります。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動・退職等があっても当該教員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要があります。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める必要があります。

（４）活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保していくことも大切です。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えられます。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体のスポーツ・文化芸術活動の活動計画等について、生徒や保護者に対する周知に努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2（1）に準ずる】

（５）適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会等志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守

し、休養日を設定し、その際、移行期間において部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが求められます。【三重県部活動ガイドライン 2（3）に準ずる】

ア 学校の学期中は、1週間のうち、2日は休養日を設定します。（うち、1日は土曜日、または日曜日とする）

地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として週あたり1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えます。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

ウ 1日の活動時間は、平日は、2時間以内とします。週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。（活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。）

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

（6）活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用することも考えられます。

イ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めていない市町においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう規則の制定や運用の改善を行うことが望まれます。

ウ 県教育委員会および市町は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行うことが望まれます。

（7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定することが求められています。

イ 県教育委員会および市町は、保護者負担の軽減を図るため国の制度などを活用しながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を推進します。

ウ 市町は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進することも考えられます。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う必要があります。

(8) 保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す必要があります。

その際、これまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、それぞれの特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにすることが求められています。

(9) 安全管理と事故発生時の対応

地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。（※参考文献①②⑥参照）

2 学校との連携等

ア 部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切です。

イ 地域クラブ活動と部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが大切です。その際、兼職兼業により指導に携わる教員が在籍する場合は、その知見を活用することが望まれます。

ウ 県および市町は、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うことが大切です。

エ 学校の設置者および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする必要があります。

II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

部活動の地域連携・地域移行に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるにあたっては、教育委員会およびスポーツ・文化振興担当部署、社会教育等の担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者など多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があります。

地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動となるよう、関係者の共通理解の下、生徒・保護者に広く周知するとともに、できるところから取組を進めていくことが求められています。

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を進め、休日と平日で指導者が異なる場合には、指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況の共有を定期的に図るなど、生徒や保護者等へ丁寧に説明することが求められています。

イ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各市町における協議会等において、関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定することが大切です。

(2) 検討体制の整備

ア 県および市町は、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討することが求められています。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められています。

イ 県は、指導者の状況をはじめ当該県域内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市町に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行うとともに、指導者資格を保有している者に対して、県が設置する指導者リーダーバンクへの登録を勧奨するものとします。

ウ 市町のスポーツ・体育協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うよう努めることとします。

エ 市町競技団体や生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等は、県関係団体等の支援や助言を受けつつ、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画するよう努めることとします。

(3) 指導者の確保

県および市町は、指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、地域において、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めるものとします。なお、県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、研修会の開催など指導者の育成に努め、リストの作成や提供により、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者の配置を支援します。

また、地域クラブ活動での指導を希望する教員等を活用する場合に、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、13 ページ④イで記載のことに留意したうえで教育委員会は、規程や運用の改善を行う必要があります。（※参考文献④⑤参照）

(4) 段階的な体制の整備

部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられます。

ア 市町が運営団体となり、あるいは市町が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制が考えられます。

イ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域のスポーツ・体育協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制が考えられます。

※なお、直ちに前記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。

2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けています。また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされています。

県においても、国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を行い、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。その際、合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現をめざすこととします。

3 総合的・計画的な取組

市町においては、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」等を設置して、国のガイドラインや本県の方針を参考に、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を示した方針等を作成し、できることから中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

また、県においては、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等研究の成果の普及を図るとともに、市町における取組の進捗状況を把握し、市町に対して必要な助言、支援を行うこととします。

なお、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について、あらゆる機会を通じ、生徒・保護者・地域住民に周知・理解を図る必要があります。